

2013年度 早稲田大学大学院法務研究科
法学既修者試験 論述試験
憲 法
(問 題)

問題 (60 点)

厚生労働大臣は、財政状況の悪化と、不況の長期化による生活保護受給者の増加による生活保護予算の増大を理由に生活保護制度の見直しを行い、保護基準の適正化を図ることにした。

その一環として、1960 年から実施されてきた老齢加算の廃止が検討された。大臣は、老齢加算を根拠づけている高齢者特有の需要（資料 1 参照）は認められないうえ、年金受給者と比べて生活保護受給者への支給額の方が多という不公平が存在しているなどといった専門家委員会の答申（資料 2 参照）を受けて、その答申の 4 日後に老齢加算を 3 年かけて段階的に減額して廃止することを決定し、保護基準を改定した。その結果、70 歳以上の生活保護受給者は、基準生活費 76,000 円に加えて支給されていた月額 18,000 円の老齢加算の支給を段階的に打ち切られることとなった（1 年目支給額 10,000 円、2 年目 4,000 円、3 年目 0 円）。

このような老齢加算の廃止の違憲性を主張するとして、どのような法的構成が考えられるかをめぐってリーガル・クリニックで会話が始まった。

法科大学院生 A： 生存権の問題なので、原告側は勝つのは難しいのではないのでしょうか。

法科大学院教員 B： そう言ってしまったら、元も子もないよ。憲法の問題として考えてみよう。まず、生存権の権利の性質についてはどうかな？

A： 判例では、消極的に考えられています。

B： そうだね。でもそれでよいのかな。法的権利性を強める解釈はとれないかな？

A： えーと。

B： 法制度がない場合と法制度ができあがっている場合とで、別に考えることはできないだろうか？

A： 裁量の幅に違いが生じるということですか？

B： いや、ここでは憲法 25 条の問題として考えたいね。生活保護が問題となっているのだから。

A： そうですね、生活保護と憲法 25 条との関係を考えればよいのですね。えーと、それから、制度を改める場合には、手続的な側面も問題となると思います。

B： だいぶ調子が出てきたね。それでは、本件の文脈で、具体的に考えたら、どうなるかな？

老齢加算廃止につき、厚生労働大臣の側の合憲の主張に論及しつつ、違憲論を述べなさい。

<資料 1>

中央社会福祉審議会生活保護専門分科会「中間取りまとめ」（1980 年 12 月）

「高齢者はそしゃく力が弱いため、他の年齢層に比し消化吸収がよく良質な食品を必要とするとともに、肉体的条件から暖房費、被服費、保健衛生費等に特別な配慮を必要とし、また、近隣、知人、親戚等への訪問や墓参等の社会的費用が他の年齢層に比し余分に必要となるという特別需要が存在する。」

<資料 2>

社会保障審議会福祉部会生活保護制度の在り方に関する専門委員会「生活保護制度の在り方についての中間取りまとめ」（2003 年 12 月）

「単身無職の一般低所得高齢者世帯の消費支出額について、70 歳以上の者と 60 歳～69 歳の者との間で比較すると、前者の消費支出額の方が少ないことが認められる。

したがって、消費支出額全体でみた場合には、70 歳以上の高齢者について、現行の老齢加算に相当するだけの特別な需要があるとは認められないため、加算そのものについては廃止の方向で見直すべきである。ただし、高齢者世帯の社会生活に必要な費用に配慮して、生活保護基準の体系の中で高齢者世帯の最低生活水準が維持されるよう引き続き検討する必要がある。

また、被保護世帯の生活水準が急に低下することのないよう、激変緩和の措置を講じるべきである。」

<生活保護法>

第 1 条 この法律は、日本国憲法第 25 条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

第 2 条 すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護（以下「保護」という。）を、無差別平等に受けることができる。

第 3 条 この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。

第 5 条 前 4 条に規定するところは、この法律の基本原則であって、この法律の解釈及び運用は、すべてこの原則に基いてされなければならない。

第 8 条 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。

2 前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。

第 9 条 保護は、要保護者の年齢別、性別、健康状態等その個人又は世帯の実際の必要の相違を考慮して、有効且つ適切に行うものとする。

第 56 条 被保護者は、正当な理由がなければ、既に決定された保護を、不利益に変更されることがない。

〔以下余白〕